

## 建設業法に基づく適正な施工体制について Q&A

Q 1	建設業法の目的とは	8 9
Q 2	一般建設業と特定建設業の違いは	8 9
Q 3	工事現場に配置する技術者とは	9 0
Q 4	専任の監理・主任技術者が必要な工事とは	9 2
Q 5	J V (建設工事共同企業体)工事における技術者の配置	9 4
Q 6	監理技術者資格者証とは	9 6
Q 7	元請：特定建設業者の責務とは	9 7
Q 8	工事の丸投げ（一括下請負）とは	9 8
Q 9	施工体制台帳とは	9 9
Q 10	施工体系図とは	1 0 0
Q 11	再下請負通知書とは	1 0 0
Q 12	施工体制台帳の作成手順は	1 0 1
Q 13	施工体制台帳の記載内容と添付書類は	1 0 2
Q 14	施工体制台帳記載の下請負人の範囲は	1 0 3
Q 15	適正な手順による下請契約締結とは	1 0 3
Q 16	請負契約書はなぜ必要か	1 0 5
Q 17	帳簿の記載事項と添付書類とは	1 0 6
Q 18	下請代金の適正な支払とは	1 0 7
Q 19	建設業法で定める標識の掲示とは	1 0 9
Q 20	建設業法に違反すると	1 0 9
Q 21	建設工事紛争審査会とは	1 1 0
	建設業法上の用語のポイント	1 1 0

## Q 1 建設業法の目的とは

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。(第1条)

## Q 2 一般建設業と特定建設業の違いは

軽微な工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければなりません。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受けなければなりません。

### ポイント

請け負う額に制限はありません。

特定か一般かの判断は、下請に発注する額によって決まります。したがって、請負額には制限はありません。

工事の規模の大小は関係ありません。

比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、その全部を元請にて自社施工するか、下請発注額が 3,000 万円未満であれば、一般建設業の許可でも大丈夫です。

「下請発注額によっては特定建設業の許可が必要」とした要件は、元請業者に対してのみ求めているものです。

一次下請負以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。(一次下請業者が二次下請業者に対して発注する額に制限はありません。また、その発注額による特定、一般の条件もありません。)

軽微な工事とは P.110

## Q 3 工事現場に配置する技術者とは

建設工事の適正な施工を行うためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。

### 主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。

### 監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

### 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更により、工事途中で下請契約の請負代金の額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

### 雇用関係は

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。したがって以下のような技術者の配置は認められないことになっています。

直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣など）

恒常的な雇用関係を有していない場合（1つの工事の期間のみの短期雇用）

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込みのあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込みを伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合であっては見積書の提出のあった日）以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

## 技術者の資格一覧表

許可を受け ている業種	指定建設業（7業種）		その他（左以外の21業種）			
	土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園		大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設			
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計	3,000万円 <sup>1</sup> 以上	3,000万円 <sup>1</sup> 未満	3,000万円 <sup>1</sup> 以上は契約できない	3,000万円 <sup>1</sup> 以上	3,000万円 <sup>1</sup> 未満	3,000万円 <sup>1</sup> 以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者の資格要件	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	一級国家資格者、国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者、実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事 <sup>2</sup> であって、請負金額が2,500万円 <sup>3</sup> 以上となる工事					
監理技術者資格者証の必要性	発注者が国、公共団体等のときに必要	必要ない		発注者が国、公共団体等のときに必要	必要ない	

1：建築一式工事の場合 4,500万円

2：国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は、鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、電気施設、学校、福祉施設、図書館、美術館、教会、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、ごみ処理施設等（個人住宅を除くほとんどの施設が対象）の建設工事

3：建築一式工事の場合 5,000万円

## 専門技術者の設置とは

土木工事業や建築工事業の業者（元請業者）が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の中に他の専門工事も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、

一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格も持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる

一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する

その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けするのいずれかを選ばなければなりません。また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に付帯する他の建設工事（いわゆる付帯工事）をすることができますが、その場合も、当該付帯工事に関する専門技術者を置かなければなりません。自ら施工しない場合には、当該付帯工事（軽微な工事は除く。）に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

## Q 4 専任の監理・主任技術者が必要な工事とは

公共性のある工事では、工事一件の請負金額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。なお、専任技術者の配置は下請工事であっても必要です。

### 公共性のある工事とは

- 1 国、地方公共団体の発注する工事
- 2 鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の工事
- 3 学校、デパート、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事等をいい、個人住宅を除いてほとんどの工事が対象となります。

#### 公共性のある工作物に関する重要工事

請負金額 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の個人住宅を除くほとんどの工事      いわゆる民間工事も含まれます。

### 「工事現場ごとに専任」とは

専任とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことを意味し、元請・下請に関わりなく、常時継続的に工事現場に置かれていることが必要です。

(注意)

「営業所の専任技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができません！

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、技術者の専任性が求められない工事であって、当該営業所で契約締結した建設工事で、当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、当該営業者と常時連絡が取れる状態である場合には、兼務することができます。（全ての条件を満たす必要があります。）

## 専任で設置すべき期間とは

元請工事については、基本的には契約工期が専任で設置すべき期間とされますが、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要しません。

下請工事については、当該下請工事（再下請した工事があるときは、当該工事を含む。）の施工期間に技術者を専任で配置しなければなりません。

(注意)

工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている場合は、1次・2次下請業者は、自ら直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければならない。

## 二以上の工事を同一の（主任・監理）技術者が兼任できる場合

公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

注 この規定は専任の監理技術者には適用されません。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これら複数工事に係る下請金額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合は、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

(A工事)		(B工事)			AとBを	
請負金額	2,600万円	請負金額	2,800万円	⇔	一つの工事としてみなす	
下請負金額	1,800万円	下請負金額	1,500万円		請負金額	5,400万円
専任の主任技術者		専任の主任技術者			下請負金額	3,300万円
					専任の監理技術者	

専任の監理技術者については統合的な管理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。ただし、下記の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。(発注者は同一又は別々のいずれでも可)

契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること

それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限ります。)

## Q 5 JV (建設工事共同企業体) 工事における技術者の配置

### 共同企業体の形態

特定建設工事共同企業体

特定の工事の施工を目的として工事ごとに結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。

経常建設共同企業体

中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。発注機関の入札参加資格申請時に経常 JV として結成し、単体企業と同時に、一定期間、有資格業者として登録される。

### 共同企業体の施工方式

甲型共同企業体 (共同施工方式)

全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。

乙型共同企業体 (分担施工方式)

各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。

### 共同企業体における技術者の配置

甲型 JV で下請代金の総額が 3,000 万円 (建築一式: 4,500 万円) 未満の場合すべての構成員が主任技術者を配置。

注) 共同企業体運用準則では、JV 工事の主任技術者は国家資格を有す

る者とすべき旨が示されています。

発注者からの請け負った建設工事の請負代金の額が 2,500 万円（建築一式：5,000 万円）以上の場合、主任技術者の全員が、当該工事に専任。  
甲型 JV で下請代金の総額が 3,000 万円（建築一式：4,500 万円）以上の場合  
構成員のうち 1 社（通常は代表者）が監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置。

注）共同企業体運用準則では、JV 工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

監理技術者及び主任技術者は当該工事に専任。

乙型 JV で分担工事に係る下請代金の総額が 3,000 万円（建築一式：4,500 万円）未満の場合

すべての構成員が主任技術者を配置。

注）共同企業体運用準則では、JV 工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

分担工事に係る請負代金の額が 2,500 万円（建築一式：5,000 万円）以上の場合、設置された主任技術者は専任しなければなりません。

乙型 JV で分担工事に係る下請代金の総額が 3,000 万円（建築一式：4,500 万円）以上の場合

代表者及び構成員であっても分担工事に係る下請代金が 3,000 万円（建築一式：4,500 万円）以上となった者は監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置。

注）共同企業体運用準則では、JV 工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。

分担工事に係る請負代金の額が 2,500 万円（建築一式：5,000 万円）以上の場合、設置された監理技術者等は専任しなければなりません。

## 共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

### 特定建設工事共同企業体

共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています。

### 経常建設共同企業体

共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっている。



## Q 6 監理技術者資格者証とは

建設工事の発注者が国、地方公共団体又は公共法人等であるときには、元請業者が当該工事現場に専任で配置する技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。

建設業の許可の区分	技術者の専任性	下請契約金額の総額	技術者の配置	工事の発注者	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事 2,500万円以上（建築一式工事の場合 は5,000万円以上）	3,000万円以上（建築一式工事の場合 は4,500万円以上）	監理技術者	国、地方公共団体等	必要
				上記以外	不要
	3,000万円未満（建築一式工事の場合 は4,500万円未満）	主任技術者		不要	

選任された監理技術者は、資格者証及び監理技術者講習終了証の携帯が義務づけられ、発注者の請求があったときは提示しなければなりません。

## Q 7 元請：特定建設業者の責務とは

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。なお、下請業者は、直接の下請業者だけでなく孫請けも含め、工事に携わった全ての下請業者が対象になります。

### 元請：特定業者の責務とは

- 1 現場での法令遵守指導の実施
- 2 下請業者の法令違反については是正指導
- 3 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通知

### 【指導すべき法令の規定】

法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の設置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に達意すること。 (1) 建設業の許可（3条） (2) 一括下請負の禁止（22条） (3) 下請代金の支払（24条の3・5） (4) 検査及び確認（24条の4） (5) 主任技術者の設置等（26条、26条の2）
建築基準法	(1) 違反建築の施工停止命令等（9条1項・10項） (2) 危害防止の技術基準等（90条）
宅地造成等規制法	(1) 設計者の資格等（9条） (2) 宅地造成工事の防災措置等（13条2項・3項・4項）
労働基準法	(1) 強制労働等の禁止（5条） (2) 中間搾取の排除（6条） (3) 賃金の支払方法（24条） (4) 労働者の最低年齢（56条） (5) 年少者、女性の坑内労働の禁止（63条、64条の2） (6) 安全衛生措置命令（96条の2第2項、96条の3第1項）
職業安定法	(1) 労働者供給事業の禁止（44条） (2) 暴行等による職業紹介の禁止（63条1項、65条8号）
労働安全衛生法	(1) 危険・健康障害の防止（98条1項）
労働者派遣法	(1) 建設労働者の派遣の禁止（4条1項）

## Q 8 工事の丸投げ（一括下請負）とは

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請けにその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。建設業法では、これを「一括下請負」と呼び、原則として禁止しています。

### 一括下請負とは

請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。

公共工事については、全面禁止

民間工事は発注者の書面による承諾があれば合法

一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、監督処分（営業停止）が行われます。

一括下請負は、下請工事の注文者だけでなく、下請負人も監督処分（営業停止）の対象になります。

#### 建設業法が一括下請負を禁止している理由

発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。

施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。

中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

「実質的に関与」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいいます。また、下請負人が再下請負する場合についても、下請負人自らが再下請負した専門職種部分に関し、総合的に企画、調整、指導を行うことをいいます。

【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

自社の技術者が下請工事の

施工計画の作成 工程管理 出来型・品質管理 完成検査  
安全管理 下請業者への指導監督

等について、主体的な役割を現場で果たしていることが必要  
発注者から工事を直接請け負った者については、加えて

発注者との協議 住民への説明 官公庁等への届出等  
近隣工事との調整

等について、主体的な役割を果たすことが必要

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、原則として営業停止処分を受けることとなります。

## Q 9 施工体制台帳とは

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円（建築一式工事：4,500万円）以上になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。

施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいいます。

下請契約は「建設工事の請負契約」であるので、それに該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

施工体制台帳は、公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。さらに、入札契約適正化法の規定により、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。

### 何のために施工体制台帳はつくられる？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、品質・工程・安全など施工上のトラブルの発生、不良不適格業者の参入、

建設業法違反（一括下請負等）  
を防止しようというものです。

安易な重層下請けによる生産効率の低下、

## Q 1 0 施工体系図とは

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

施工体系図は工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、掲示しなければなりません。したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。

## Q 1 1 再下請負通知書とは

施工体制台帳の作成が義務づけられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し再下請負通知書を提出しなければなりません。

### 再下請負通知書の内容

- 1 自社に関する事項
- 2 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- 3 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項（注）
- 4 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項（注）

（注）：添付書類（請負契約書の写し）に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。

## Q 1 2 施工体制台帳の作成手順は

### 1 一次下請締結後

元請である特定建設業者が、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、一次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

### 2 二次下請締結後

一次下請負人は、作成特定建設業者に対し、再下請負通知書（添付書類である請負契約書の写しを含む）を提出するとともに、二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成特定建設業者は一次下請負人から提出された再下請通知書により、又は自ら把握した情報に基づき施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

### 3 三次下請締結後

二次下請負人は、作成特定建設業者に対し、再下請負通知書（添付書類である請負契約書の写しを含む）を提出する（一次下請負人を經由して提出することもできる）とともに、三次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成特定建設業者は二次下請負人から提出された再下請通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

## 「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しましょう！

**掲示**・・・元請業者が行う

現場内の見えやすい場所に再下請負通知書の提出案内を掲示

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーションノ 営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

建設（株）

## **書面通知**・・・すべての業者が行う

下請に工事を発注する際、以下を書面で通知

元請業者の名称 再下請負通知が必要な旨

### 下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号

建設（株）

再下請負通知書の提出場所

工事現場内建設ステーション /

営業所

## Q 1 3 施工体制台帳の記載内容と添付書類は

施工体制台帳には、作成特定建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。

### 記載内容

- 1 工事内容と建設業許可
- 2 配置技術者の氏名と資格
- 3 請負契約関係

### 施工体制台帳の添付書類

- 1 発注者との請負契約書  
作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

## 2 下請契約書

一次下請との契約書の写し及び二次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

## 3 元請監理技術者（専門技術者）関係

監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面（公共工事：監理技術者資格者証写）

監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証等の写し）

専門技術者（置いた場合に限る。）の資格及び雇用関係を証する書面

## Q 1 4 施工体制台帳記載の下請負人の範囲は

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります。

## Q 1 5 適正な手順による下請契約締結とは

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。

### 請契約締結に至るまでのフロー

見積依頼業者の選定 見積依頼 現場説明・図面渡し 質疑応答 見積書提出  
金額折衝 書面契約

### 見積依頼（書面で依頼）

工事見積条件を明確にするため、見積依頼は次の事項が記載された書面で行い



ましょう。

工事名称、 工事場所、 工事概要、 予定工期（全体工期及び見積対象工事の双方）、 工法、 支給品の有無、 施工条件・範囲、 支払条件、 現場説明・図面渡しの日時・場所、 見積書の提出期限、 制約条件等その他の必要な事項

## 標準的な見積費目

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 諸経費

## 見積期間

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。下請契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のように定められています。

下請工事の予定価格の金額	見積期間
500 万円に満たない工事	中 1 日以上
500 万円以上 5,000 万円に満たない工事	中 10 日以上
5,000 万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5 日以内に限り短縮することができます。

## 現場説明・図面渡し

見積条件の明確化、見積費目の提示・確認、図面、仕様書の提示・確認

## 質疑応答

質問内容の明確化・迅速な質問、職務上権限を有する者同士の対応、見積条件内容の確定

## 見積書提出（内訳が明らかな見積書）

建設工事の見積書は「工事の種別」ごとに「経費の内訳」が明らかとなったものでなければなりません。

工事の種別・・・切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」及び本館、別館のような「目的物の別」

経費の内訳・・・労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の別

## 金額折衝（対等な立場で）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。したがって、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはいけません。

## Q 16 請負契約書はなぜ必要か

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐことが目的です。

下請契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の13項目が必ず記載されていなければならないと規定されています。

契約書に記載しておかなければならない重要事項13項目

工事内容

請負代金の額

工事着手の時期及び工事完成の時期

前払金又は出来高払の時期及び方法

当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

契約に関する紛争の解決方法

建設業法では、基本的には両者の署名又は記名押印により契約書を作成することとされていますが、注文書・請書を相互に交付することでもかまいません。

## Q 17 帳簿の記載事項と添付書類とは

建設業法では、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を各営業所ごとに備える必要があります。帳簿には5年間の保存義務があるので注意しましょう。

### 帳簿に記載しておかなければならない内容

- 1 営業所の代表者の氏名及びその就任日
- 2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項
  - (1) 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
  - (2) 注文者との契約日
  - (3) 注文者の商号、住所、許可番号
  - (4) 「注文者から受けた完成検査」の年月日
  - (5) 「工事目的物を注文者に引き渡した」年月日
- 3 下請契約に関する事項
  - (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
  - (2) 下請負人との契約日
  - (3) 下請負人の商号、住所、許可番号
  - (4) 下請工事の完成を確認するために「自社が行った検査」の年月日
  - (5) 下請工事の目的物について「下請業者から引き渡しを受けた」年月日  
特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となつて一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人を除く。）に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。  
支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段  
支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期  
代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額  
遅延利息の額・支払日（下請負人から引渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息（年14.6%）の支払に係るもの）

### 帳簿に添付しておかなければならない書類

- 1 契約書又はその写し（電磁的記録可）
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となつて一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し

3 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限る。）となって、3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円。一次下請業者への下請代金の総額で判断。）以上の下請契約を締結した場合には、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。（工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。）

- (1) 当該工事に関し、実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名、有する監理技術者資格
- (2) 監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
- (3) 下請負人（末端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号、許可番号
- (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
- (5) 下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
- (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

## Q 1 8 下請代金の適正な支払いとは

下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。建設業法では、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的として、下請代金の規定を設けています。

### ポイント 1

注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を 1 ヶ月以内に支払われなければなりません。

下請代金の支払は、出来高払又は竣工払のいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。1 ヶ月以内という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですが、1 ヶ月以内であればいつでもよいというものではなく、できる限り短い期間内に支払われなければなりません。

### ポイント 2

下請代金の支払は、できる限り現金払としなければなりません。手形で支払う場

合においても、手形期間は120日以内で、できるだけ短い期間としましょう。

請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は現金払としましょう。手形期間が120日を超えるものについては、割引困難な手形に該当する恐れがあるので、手形期間は120日以内としましょう。

### ポイント3

前払金を受けたときには、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。

建設工事においては、発注者から資材の購入や労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金が前払金として支払われることが慣行となっていますが、このような資材購入等の準備行為は元請負人だけでなく下請負人によっても行われることも多いので、元請負人が前払金を受けたときは下請負人に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきこととしています。

### ポイント4

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

検査は工事完成の通知日から20日以内で、できる限り短い期間内に行いましょう。

下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申出」は口頭でも足りませんが、後日の紛争を避けるため書面で行うことが適切です。

### ポイント5

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

特定建設業者の制度は下請負人保護のために設けられたものですから、特定建設業者については、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、工事完成の確認後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払わなければならないことになっています。

2つの支払期日の関係は？

特定建設業者は、元請としての義務（ポイント1）と特定建設業者の義務（ポイント5）の両方の義務を負うので、出来高払や竣工払を受けた日から1ヶ月以

内か、引渡しの申出から50日以内の支払期日（支払期日の定めがなければ引渡し申出日）のいずれか早い方が実際の支払日になります。

## Q 19 建設業法で定める標識の掲示とは

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。

## Q 20 建設業法に違反すると

建設業者が建設業法や入札契約適正化法に違反すると建設業法の監督処分の対象になります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があります。

### 指示処分

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁による指示処分の対象になります。

指示処分とは、法令や不適正な事実を是正するために企業がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するものです。

### 営業停止処分

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止処分の対象になります。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などには、指示処分なしで直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

### 許可取消処分

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると

監督行政庁によって、建設業の許可の取消しがなされます。

一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即、許可取消しとなります。

## Q 2 1 建設工事紛争審査会とは

建設工事紛争審査会は、工事に雨漏りなどの欠陥（瑕疵）があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってもらえないといった建設工事の請負契約を巡る紛争の解決を図る機関で、中央（国土交通本省）と各都道府県に置かれています。

### 建設業法上の用語のポイント

- 1 建設業とは、建設工事（28業種）の完成を請け負う営業を言います。
- 2 軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者については、建設業の許可を必要としないため、建設業法上は、「建設業者 = 建設業許可業者」と「建設業を営む者 = 許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者」との用語を使い分けています。

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額が

建築一式工事の場合 1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事

その他の建設工事の場合 500万円に満たない工事

- 3 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通称	発注者（施主）	元請業者	一次下請	二次下請
建設業法上	発注者	元請負人	下請負人 元請負人	下請負人
契約上	注文者（甲）	請負人（乙） 注文者（甲）	請負人（乙） 注文者（甲）	請負人（乙）

- 4 建設工事の請負契約とは、報酬を得て建設工事（28業種）の完成を目的として締結する契約をいいます。資材納入、調査業務や運搬業務などその内容自体は、建設工事ではないので、建設工事の請負契約に該当しません。
- 5 請負代金の額とは、消費税を含んだものをいいます。